



平成 29 年 8 月 7 日

各 位

会 社 名 株式会社パイオラックス
代表者名 代表取締役社長 島津 幸彦
(コード：5988 東証第一部)
問合せ先 経営管理部長 永島 亨
(TEL. 045-731-1211)

第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、平成 29 年 8 月 7 日開催の取締役会において、下記のとおり、第三者割当による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分要領

| | |
|---------------|---|
| (1) 処 分 期 日 | 平成 29 年 8 月 24 日（予定） |
| (2) 処 分 株 式 数 | 当社普通株式 95,693 株 |
| (3) 処 分 価 額 | 1 株につき 3,135 円 |
| (4) 処 分 総 額 | 299,997,555 円 |
| (5) 処 分 予 定 先 | 三井住友信託銀行株式会社（信託口） （再信託受託先：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）） |
| (6) そ の 他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件といたします |

2. 処分の目的及び理由

当社は、平成 29 年 5 月 11 日開催の取締役会において、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除きます。以下同じ。）の報酬と当社の株式価値の連動性をより明確にし、取締役が株価上昇によるメリットを享受するのみならず株価下落リスクをも負担し、株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、当社グループの中長期的な業績の向上による企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、信託を用いた新たな株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議し、当社取締役に対する導入については平成 29 年 6 月 28 日開催の第 101 回当社定時株主総会において承認決議されました。

本制度の概要につきましては、平成 29 年 8 月 7 日付「株式報酬制度の詳細決定に関するお知らせ」をご参照ください。

本自己株式の処分は、本制度導入のために設定される信託の受託者である三井住友信託銀行株式会社

(信託口) (再信託受託者：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)) に対して行うものであります。

処分数量につきましては、将来の取締役の増員の可能性等も考慮した上で、本制度導入に際し当社が制定する株式交付規程に基づき、信託期間中に当社取締役に交付すると見込まれる株式数に相当するものであり、その希薄化の規模は、平成29年5月31日現在の発行済株式総数39,254,100株に対し0.24%、平成29年5月31日現在の総議決権個数370,184個に対する割合0.26%となります。(いずれも、小数点第3位を四捨五入し、表記しています)

当社としましては、本制度は対象取締役等の報酬と当社株式価値の連動性を明確にし、中長期的には当社の企業価値向上に繋がるものと考えており、本自己株式処分による処分数量及び希薄化の規模は、合理的な水準にあると判断しております。

信託契約の概要

| | |
|-------|---------------------------------|
| 名称 | 三井住友信託銀行株式会社 (信託口) |
| 委託者 | 当社 |
| 受託者 | 三井住友信託銀行株式会社 |
| 受益者 | 当社取締役のうち受益者要件を満たす者 |
| 信託管理人 | 当社と利害関係のない第三者 |
| 信託の種類 | 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託) |
| 信託契約日 | 平成29年8月24日 (予定) |
| 信託の期間 | 平成29年8月24日 (予定) ~平成36年8月末日 (予定) |
| 信託の目的 | 株式交付規程に基づき当社株式を受益者へ交付すること |
| 議決権行使 | 行使しないものとします。 |

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

処分価額につきましては、最近の株価推移に鑑み、恣意性を排除した価額とするため、平成29年8月4日 (取締役会決議日の直前営業日) の東京証券取引所における終値である3,135円といたしました。

当該価額については、取締役会決議日の直前営業日の直近1ヵ月間 (平成29年7月5日~平成29年8月4日) の終値平均3,089円 (円未満切捨て) からの乖離率が1.49%、直近3ヵ月間 (平成29年5月8日~平成29年8月4日) の終値平均2,967円 (円未満切捨て) からの乖離率が5.66%、あるいは直近6ヵ月間 (平成29年2月6日~平成29年8月4日) の終値平均2,767円 (円未満切捨て) からの乖離率が13.30%となっていることから、最近の平均株価からの乖離率を踏まえても合理的な価額となっております。(乖離率はいずれも小数点第3位を四捨五入し、表記しております)

上記を勘案した結果、本自己株式処分に係る処分価額は、割当予定先に特に有利な処分価額には該当しないものと判断しております。

また、上記処分価額につきましては、監査等委員会 (監査等委員である取締役3名(うち社外取締役2名)) が、上記と同様の理由により、特に有利な処分価額には該当しない旨の意見を表明しております。

4. 企業行動規範上の手続きに関する事項

本件第三者割当は、①希薄化率が25%未満であること、②支配株主の異動を伴うものではないことか

ら、東京証券取引所の定める有価証券上場規程第 432 条に定める独立第三者からの意見入手及び株主の意思確認手続きは要しません。

以 上